

船員の皆様へ

平成22年1月1日以降の仕事又は通勤による ケガや病気についての保険給付などの 概要と請求先などのご案内

～はじめに～

平成22年1月1日から船員保険の職務上疾病・年金部門と
労災保険が統合されました。

これに伴い、平成22年1月1日以降の仕事又は通勤による
ケガ又は病気の補償は、労災保険から給付されることとなりま
した。

これとは別に、船員保険独自の給付と上乗せ部分の給付は、
引き続き船員保険（全国健康保険協会）から給付されます。

このパンフレットは、保険給付などの概要、請求先などにつ
いて、ご案内しています。

なお、詳細な給付内容は、労災保険については最寄りの都道
府県労働局労働基準部労災補償課又は労働基準監督署へ、船員
保険については、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせ
の上、ご確認ください。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp>